

2007年7月18日

報道関係各位

財団法人日本野鳥の会
明治乳業株式会社

日本野鳥の会と明治乳業(株)が野鳥保護に関する協定を締結 タンチョウなど野鳥の生息地約467haで野鳥保護の活動を行う

財団法人日本野鳥の会（会長：柳生 博）と明治乳業株式会社（社長：浅野 茂太郎）は、明治乳業が所有する自然環境保全区に「明治乳業野鳥保護区槍昔」および「明治乳業野鳥保護区牧の内」を共同で設置し、野鳥保護活動にあたることで合意し協定を締結いたしました。

明治乳業は、根室市内の社有地のうち、槍昔地区（231.8ha）および牧の内地区（牧草地を除く235.5ha）の合計467.3haを、明治乳業における自然環境保全区と認定し、自然環境保全区の管理に関する規則に基づき管理を行っています。

当該地は、国の天然記念物であり、絶滅危惧種でもあるタンチョウやオジロワシの生息地であり、野鳥をはじめとした自然環境を保護する重要性が高いことから、今後は共同活動計画を策定し野鳥の保護に努めてまいります。

■ 協定を締結した土地について

槍昔地区

明治乳業が牧場用地等として戦前から根室市内に所有する土地で、ラムサール湿地、「春国岱・風蓮湖」に近接する。（財）日本野鳥の会の渡邊野鳥保護区ソウサンベツ（2002年設置）の隣接であり、タンチョウ1つがいが営巣する湿原を含む。面積は、231.8ha（2,318,089m²）。協定により、渡邊野鳥保護区ソウサンベツと合わせると約600ha（5,998,975m²）のまとまった保護区となる。

牧の内地区

明治乳業が戦前から根室市内に所有する土地で、根室市街地の東側に位置し、道指定鳥獣保護区であり、道指定鳥獣保護区特別保護地区に隣接する。古くからのタンチョウの営巣地である。面積は、235.5ha（2,355,818m²）。

■ 明治乳業自然環境保全区について

明治乳業は創立90周年にあたり、社有地の中で、特に自然環境を保全する価値を持つ土地を自然環境保全区とする制度を設けた。未来の世代のために貴重な自然環境を永く保全することにより、生物多様性の維持に努めるとともに、環境配慮型経営の象徴として、様々な情報を発信してゆきたいと考えている。

■ 日本野鳥の会の野鳥保護区事業

野鳥の生息地の保全を目的として、日本野鳥の会では、1986年から「野鳥保護区」を拡大している。今回の協定締結で北海道東部のタンチョウの営巣地を中心に24ヶ所、2167.6haを買い取りや協定により確保している。この面積は、東京ディズニーランドが43個入る大きさで、国内の自然保護団体が設置した保護区としては最大の面積である。土地の買い取りについては会員の方をはじめとする方々からの寄付を財源としている。野鳥保護区設置後は、調査や管理、巡回監視に当たっていく。

企業との協定によりまとまった面積を野鳥保護区とするのは今回が初めてである。

同時発表

- (1) 農政クラブ（農水省内）
- (2) 東商クラブ（東京商工会議所内）
- (3) 北海道経済記者クラブ（札幌市内）
- (4) 環境省記者クラブ
- (5) 根室市役所記者クラブ

以上

(本件に関するお問い合わせ)

- 財団法人日本野鳥の会 サンクチュアリ室
TEL : 03-5358-3517
- 明治乳業株式会社 広報室
TEL : 03-5653-0300